

令和3年 第4回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年4月26日(月) 午後1時30分～午後3時08分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、それでは3番、山田茂委員・14番、飯野優委員の両君を指名します。
- 事務局 なお、書記に事務局職員を任命します。
- 事務局 次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、会務の報告をいたします。
- 議案書の13ページを御覧ください。令和3年3月25日開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、第5条関係19件につきましては、令和3年4月16日付で許可書を交付いたしました。
- 続いて、11ページ及び12ページを御覧ください。現況証明の3月分の取扱いについてですが、10件、14筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。
- 続きまして、別紙でお配りしていますA4の紙、令和3年第4回総会報告案件一覧を御覧ください。第1回常設審議委員会が、4月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。
- 終了後に1号委員候補者打合せ会が同所で開催され、竹内会長が出席しました。報告は以上です。
- 議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
- 事務局 本案について事務局の説明を求めます。
- 議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
- 令和3年4月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
- 議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の8件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
- 以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
- 1番委員 1番です。3条の6番です。この件は空き家がついているのですけれども、この空き家のほうはしばらく前から留守で、もう2年ぐらい空いていたと思いま

すね。あそこは家屋としては使えないような感じだと思います、見てみますと。場所的には、全く日の当たらないようなところで、そこに梅を作るといことなのですけれども、梅も大分古木になっていまして、もう二、三十年たっているはずなのです、あの辺のうちは。だから、収穫はすぐできるわけなのですけれども、木は育てなくても。ここで作ってくれるということで特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ほかにごございますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の3番と4番でごございます。3番は、既に受け人がビニールハウスでイチゴを作って経営しております。そのすぐ東側の農地を売買するということでごございます。現状から見てやむを得ないのかなと思っております。また、これから午後1時から来ているのだよね、そこでいろいろな質問をしてください。

4番でごございます。4番は、受け人が農業認定人として大変大きな〇〇をしている人でごございます。これから農地の売買ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 3番。

3番委員 3番です。農地法第3条の2番です。この人は受け人ですが、たしか正月の総会のとき申請があったと思うのですけれども、〇〇に土地を売って代替に買うところなのですが、これ問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにごございますか。

13番。

13番委員 13番です。農地法3条、8番ですが、この土地は空き家つき関連申請です。場所的には〇〇18号の両側にありまして、左車線側は先月総会で認可された太陽光の土地です。西側は耕作されておる土地で、南側は山林、申請地は十数年耕作放棄地になっておりまして、立ち木がかなり太いものが数本あります。一方、上り車線側の耕作放棄地は200平米余りの土地であります。現在の状態が改善されるのであれば歓迎される事例であると考えられますので、審査の参考にしてください。

議長 ほかにごございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第1号、農地法第3条の7番になりますが、場所的にはとて

も山奥の自分も初めて行ったようなところなのですけれども、畑としてはまだそんなには荒れていない、ちょっと手を加えれば畑になるかなというところになります。土地つき空き家の関連なので、問題ないかと思います。参考をお願いします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。農地法第3条関係の5番、この場所については〇〇関係で、〇〇さんに譲渡するという形になっております。この場所については、前に、何年か前なのですけれども、太陽光にすると取上げてまして、今も畑は作っております。参考にしてください。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から8番の4件、以上合計8件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年4月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、4月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 4 条の 1 番です。これは国道 1 8 号に面している土地で、3 種農地でありまして、また東は工場、その西側はその駐車場ということで、北はその人の〇〇の土地でありまして、問題ないと思われまゝす。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。第 4 条の 2 番です。荒れかかっていますけれども、ちょっと行った後ろのほうにも北側のほうにまで太陽光が既にできています。今までにもありますし、特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3 班に 1 番と 2 番の 2 件、以上 2 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和 3 年 4 月 2 6 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、4 月 2 0 日に実施されました申請地面積 1, 0 0 0 平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから6ページ記載の21件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。第3号、農地法5条の1番と4番でございます。1番につきましては、事務局の説明のとおりなのですが、場所的には何に使ってもいい場所、事務所とあとは資材置場等に今使用するということなのですが、2種農地でありますので、特に問題はないと思います。

それから、4番ですね。4番は、これ私の家の近くなのですが、これ〇〇の関係で、申請者が今住んでいるうちのすぐ北側になるのですが、一段高い。そこは周囲に与える影響も特にないと思いますので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法5条の6番ですが、こちらは宅地化が進んだ地域でありまして、周辺農地への影響は少ないと思われまして。

続きまして、10番です。こちらは、〇〇なのですが、水田は宅地化がもうかなり進んでいる地域で、農地は残り少なく、周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、19番です。こちら宅地化の進んでいる地域で、周辺農地への影響は少ないと考えられます。また、3種農地でもあることから、問題はないと思います。

続きまして、最後、21番ですが、これは〇〇から東側に少し下がったところなのですが、周りに若干農地がまだ残っていますが、こちらを宅地化したところで周辺農地への影響は少ないと考えられます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の8番、9番、20番です。まず、8番です。これは

〇〇の太陽光発電の団地の中の土地、そこだけ残っている土地なので、問題ないです。

9番です。これ農振除外が二、三年前に出た土地でありまして、これ周りが住宅地で、これも問題ないと思われま

あと、20番です。20番は2月の総会で提示された分譲用地の隣の土地でありまして、これも一緒に分譲したいということで、これも問題ないと思われま

議 長 ほかにございますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の7番です。この場所は〇〇がこれから農地を売却したいという畑の周りでございます。だから、作物をほとんど作っておりません、現状は。会社のほうで作物は作らないでくださいということで作らなくなっている場所の隣の太陽光ができています。そういうことで問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、5条関係の11番から18番の8件です。8件とも太陽光施設用地としての申請でございまして、同一の地域内に隣接している申請でございまして。申請地の大部分はかつて桑が植わっていたというふう聞いておりますが、50年以上前から耕作されていなくて、雑木林に化しているという状況です。最後まで耕作されていた一番西側の1区画につきましても、10年以上前から人の手が入っていないという状況を聞いております。今ではイノシシ、鹿のすみか状態になっておりまして、近隣の家庭菜園をやっているうちでは、野菜物を作るたびに、作るそばからもう被害に遭っている状況だということで、出没する獣の影響でヤマビルが今頃から秋にかけて大量に発生しまして、山菜探しに入ることもできないよという状況になっております。太陽光施設、やむを得ないのかと思っておりますので、お含みおきをいただきたいと思

議 長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号の農地法5条の2番です。この案件につきましては、〇〇の北側、高速道路との間に挟まれている農地でございまして、周りに十数

筆あるわけですが、1筆を除いたほかは全て耕作放棄地、該当する農地については大分太い木が生えておりまして、何十年と手が入っていないような状態ですので、やむを得ないかなと思いますが、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条関係の申請に関して3番になります。3番は、周りに畑がありますが、もう耕作放棄状態で林と化しております。周りの畑とも1.5メートルぐらいの段差がありますので、連続性はなく、別に問題のない関係だと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の5番でございまして、こちらは〇〇の近くの高いところにあるところとございまして、自宅の南側にある前の畑を駐車場にしたいという申請でございまして、隣にも家があったり、東側は川、それから南側は土手がありますので、周りに与える影響はないと思えますので、参考にしてください。よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、それではただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から10番の10件、2班に11番から18番の8件、3班に19番から21番の3件、以上合計21件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:04)

(書類審査)

(再開午後 2:28)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の3番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号3番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、申請者の方が最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

3番申請者 ○○株式会社のほうから社長の代理のほうで来ました○○と申します。私なのですけれども、次期代表取締役でやらせていただく形になっております。今ちょうど登記中ではありますので、現状の社長のほうから委任を受けまして、今日は伺いました。よろしく申し上げます。

今回申請をお願いしている土地なのですけれども、安中市○○の土地なのですけれども、現状今申請を出させていただいている○○、あとは○○、この2つの関係なのですけれども、現状すぐ隣にあります○○ですね、○○というところの2, 602平米持っておりまして、この土地でイチゴの生産のほうをさせていただいております。ハウス自体は1反という形でハウスを造りまして、今期からこの1月から収穫を始めて、売りの方をしているような状態です。今後このイチゴの栽培というものを広げたいと思ひまして、地続きの隣でありますこの2つの○○と○○という土地を購入したいということで今回申請をさせていただきました。

以上です。

議 長 それでは、申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

10番。

10番委員 今日は、どうもご苦労さまです。今隣にハウスでイチゴを作っているということで説明いただいたのですけれども、申請書のところには予定の作物、イチゴ、大根、ネギとありますが、この3種類を作る予定ですか。

3番申請者 よろしいですか。現状ですけれども、今イチゴのハウスを先行投資という形でお金を工面をして造った形なのですけれども、これ土地を購入したとして、すぐに来期この2反分というもののハウスができるかということ、この予算の都合等もあると思うのです。その中でイチゴのハウスをまた造るように進めていくつもりですけれども、それができなかつたときには、そのときのためにそうい

た作物も申請の欄に挙げさせていただきまして、そういうものを先行して作っていければというふうに考えております。

10番委員 それから、もう一ついいですか。

3番申請者 はい。

10番委員 以前に〇〇のほうに取得した農地があるかと思うのですが、現状はまだそこを耕作しているような形ではないようなのですが、取得した農地を有効に使うというのが先行かなと思うので、今どのようにお考えかなというのをお聞かせください。

3番申請者 現状当社のほうで作っている作物としまして、安中市のほうでトウモロコシ、ハウレンソウというものも作っていきたくて思っていて、実際自分のほうが昨年〇〇のほうに携わるようにはなったのですが、今〇〇あとは〇〇、そういったところでトウモロコシを作る勉強をしております、今指摘のあった土地や、あと〇〇のほうにもあるのですが、そちらのほうでもトウモロコシを作っていこうと思っていて、今月半ばにはもう耕しまして、作付も来月半ばにはする予定になっております。なので、そういった土地も今後自分が全部管理するようになって、有効に使って野菜を作って出荷していきたいというふうには考えております。

10番委員 はい。

17番委員 では、私のほうから。まず最初に、話がちょっと飛んでしまうのですが、ご苦労さまでございます。まず最初に、前に平成27年にこの土地ですか、今あれしている、それを〇〇さんのほうでですか、購入し、大根等の野菜を作るということになっていたと思うのですが、それについて目的の〇〇さんのほうが植樹をして、そのあれを苗木等を撤去していただくということでやっていたと思うのです。その件についていまだにまだ何も木が生い茂ってしまっていてどうにもならなくなっている状態なので、普通だということ3条の条件というのは耕作をするという条件が目的でございますので、その点をお伺いしたいのですが、よろしいですか。

3番申請者 現状は植木等が植わっているような状態ではありますが、自分が確認するには作物は十分育つような形だとは考えております。人員のほうも今増やしております、そういった場合の木の撤去ですとか、日当たりの確保ができるように今後そういうものは対策を取って早急に進めていきたいとは思っていますので、最初の〇〇さんのほうから買い上げた段階での状態と変わっていない

というのは、今の現状あるかもしれないですけども、真ん中の周りに木が植わっている状態なのですけども、真ん中の木というのは多少切るような形を今取りまして、トラクターのほうで耕すような形にはなっておりますので、その辺ご理解いただければ今後進めていけるというふうには思っていたかとは思いますが。

17番委員 それでは、今耕作するという事でお伺いしたのですけれども、今後なるべく早く耕作できれば農地のほうにさせていただければありがたいなと思います。そんなところで動きはよろしくお祈いします。

議長 ほかに何かございますか。みなさんのほうで。ないですか。

委員 なし。

議長 では、どうもご苦労さまでした。

3番申請者 ありがとうございます。よろしくお祈いします。

議長 ここで、審査班の意見の取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:38)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:44)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班の報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は1番、2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、3番を除くほかの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

また、3番の案件については、農地法第3条第2項各号に抵触する可能性があるため、連合審査をお願いします。

議 長 3班班長。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は5番から8番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。
これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第1号に対する採決を行いたいと思いますが、3番案件については連合審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 これより議案第1号に対する採決を行いたいと思います。3番案件を除く1番から2番と4番から8番までについては、採決を行いたいと思いますので、賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
また、3番案件について連合審査にしたいと思いますが、これにご異議ないですか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、3番案件について連合審査をしたいと思います。
それでは、3番の案件については、これについて意見のある方はございますか。
2番。

2番委員 2番です。3番案件に関しましては、過去の経緯がいろいろあるそうなので、事務局のほうから経緯の説明をお願いいたします。

議 長 事務局。
事務局 ただいまのご質問に答えさせていただきたいと思います。
3条の3番の申請につきまして、今回申請地というところではないのですけれども、前回令和2年度に安中市〇〇の農地を取得する申請がございまして、その際に一般的にその土地の〇〇さんの申請だけではないのですけれども、3条

の場合は所有農地の耕作状況を事務局ほうで確認をいたしますその際に、所有地の安中市〇〇という農地につきまして、買ったときの状態、樹木が植わっていたり、造園用の庭石が運んであるような状況がありまして、この状況であると〇〇は難しいというような話を行政書士さんのほうにお話をさせていただきました。その際に申合せ書という形で令和2年の12月中には全て撤去しますというふうな申立書が出ていました。

また、今回別の農地が取得されるという申請が出ておりまして、私どものほうで前回と同じような形で所有農地の確認をしましたけれども、全く手がついていないということではないのですけれども、作業途中の状況で徐々に耕作ができるような状況にはされているのかなというような状況にはなっているかと思えますから、申立書にありますような令和2年12月中全てというような状況ではなかったものですから、今回私どものほうで4月の23日に午前中現地確認をして写真等を撮影させていただきまして、本日総会におきまして農業委員の皆様へ現状の報告をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 2番。

2番委員 2番です。ただいま事務局から説明があったとおり、令和2年の段階で申立書が出ているにもかかわらず、そちらを履行されていない現状において、新たな3条申請を認めることは、これ農業委員会としてはできないと思われまので、今回の申請は却下して、履行されたら再度提出いただくのが定石かと思われま

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 それでは、議案第1号、3番案件について、採決を行います。不許可相当という意見がありました。不許可相当とする事に賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 全員であります。

よって、議案第1号、第3番の農地法第3条の規定による許可申請については、挙手全員でありましたので、不許可といたします。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

3班。

- 3班班長 13番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班に農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議長 報告が終わりました。
これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。
- 委員 なし。
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。
1班。
- 1班班長 5番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から10番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議長 2班。
- 2班班長 10番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から18番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議長 3班。
- 3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、19番から21番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。
令和3年4月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用集積計画は、議案書7ページから8ページ記載の38件です。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。
本案のうち番号2番は、15番委員が借受希望者である法人の構成員となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定に該当するため、番号2番を案件1、番号1番及び3番から8番を案件2として、2

回に分けて審議をいたします。

初めに、案件1を議題とします。本案については15番委員が借受希望者である法人の構成員となっているため、これを審議の間、15番委員の退室を求めます。

(15番委員退場)

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年4月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画(案)は、議案書9ページ記載の番号2の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用配分計画の意見についての2番について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち2番、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで、15番委員の入室を許可します。

(15番委員入場)

議長 それでは次に、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年4月26日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画(案)は、議案書9ページから10ページ記載の番号1及

び3から8の7件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしている
と考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件2について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件2、農用地利用配分計画の意見についての1番及び3番か
ら8番について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち1番及び3番から8番、農用地利用配分計画の意見
は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第4回安中市農業委員会総会を閉会といたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時08分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに
署名捺印する。

令和3年4月26日

安中市農業委員会会長

3番委員

14番委員